

オンラインによる会議の開催方法を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市議会会議規則（昭和41年いわき市議会規則第1号）第159条第1項に規定する協議等の場、いわき市議会危機対策本部に関する要綱（平成25年11月1日制定）第5条第1項に規定する本部会及び同要綱第6条第1項に規定する役員会（以下これらを「会議」という。）の開催方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

<説明>

- ・ 「協議等の場」及び「いわき市議会危機対策本部」については、基本的には開催場所として設定した会議室に参集して行うこととなりますが、第2条第1項で規定する「会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に限定して、オンラインによる会議も開催できるようにするため、当該要綱において必要な事項を定めるものです。
- ・ 当該要綱の対象となる会議は、「協議等の場」として規定されている、全員協議会、各派代表者会議、議会改革推進検討委員会、政策提案検討委員会及び議会報編集委員会並びに「いわき市議会危機対策本部」に規定されている、本部会及び役員会です。

(オンラインによる会議の開催)

第2条 会議の招集権者（いわき市議会会議規則別表に定める招集権者及びいわき市議会危機対策本部に関する要綱に定める本部長をいい、以下「招集権者」という。）は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から若しくは大規模な災害の発生等又はやむを得ない事由により、会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により会議を開催することができる。

2 招集権者は、オンラインにより会議を開催することを決定したときは、会議に出席する予定の者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

<説明>

- ・ 会議の招集権者は、全員協議会、各派代表者会議及び危機対策本部では議長、議会改革推進検討委員会、政策提案検討委員会及び議会報編集委員会では委員長です。
- ・ 「会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に該当し、オンラインによる会議の開催とするかの判断は、招集権者が行います。
 - 理由が「重大な感染症のまん延防止措置の観点から」及び「大規模な災害の発生等」に該当するかの判断は、発生した事象に応じて、招集権者が行います。
 - 「やむを得ない事由」に該当するかの判断は、招集権者が、あらかじめ各派代表者会議の意見を聴いた上で行います。

なお、第3条第1項に規定する期限が差し迫ってから申請があった場合において、各派代表者会議を開催できなかったときは、オンラインによる出席は認められません。

ただし、その後に開催される各派代表者会議において、「会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に該当しているかを整理します。

招集権者が、過去に各派代表者会議において「やむを得ない事由」に該

当すると判断された事由に類すると判断するものについては、各派代表者会議に意見を聴くことを省略できるものとします。

- ・ 招集権者がオンラインにより会議を開催することを決定した場合の通知の手段は、電話、メール等を基本とします。
- ・ 「会議に出席する予定の者」は、会議の構成議員、構成外議員、会議への出席を求められた者等、会議への出席予定者全員です。

(オンラインによる出席の申請等)

第3条 オンラインによる出席を希望する者は、原則として会議の開催日の前日(当該前日がいわき市の休日を定める条例(平成元年いわき市条例第71号)第1条第1項に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直前の休日でない日。)の午後1時までオンライン出席許可申請書(別記様式)を招集権者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該期日までに申請できなかったことについて招集権者が認めるときは、この限りでない。

2 招集権者は、前項のオンライン出席許可申請書を提出した者が前条第1項に規定する会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に該当すると認めるときは、オンラインによる出席を許可するものとする。

<説明>

- ・ オンラインによる会議の開催の手続きは、2通りあります。
 - ① オンラインによる出席の申請を受けて、招集権者がオンラインによる会議の開催を決定する場合
この場合、招集権者が発出する通知は、会議に出席する予定の者に対し、オンラインによる会議の開催を周知する通知です。
 - ② ①以外で、招集権者がオンラインによる会議の開催を決定する場合
この場合、招集権者が発出する通知は、会議に出席する予定の者に対し、オンラインによる出席の希望を確認する通知です。
- ・ ②の場合における通知を受けて、オンラインによる出席を希望する者は、第3条第1項の規定により、申請書を招集権者に提出しなければなりません。
- ・ オンラインによる出席を希望する者から申請があった場合、招集権者が行う許可・不許可の通知の手段は、電話、メール等を基本とします。

(オンライン出席者の取扱い)

第4条 招集権者は、オンラインにより会議に出席する者（以下「オンライン出席者」という。）について、本人の映像及び音声を確認できる場合に限り、出席しているものとみなす。

2 招集権者は、オンライン出席者について、映像若しくは音声のいずれか又は両方の確認ができなくなったときは、休憩を取り、映像及び音声の両方が復旧してから会議を再開するものとする。ただし、速やかに復旧できないときは、当該オンライン出席者は退席したものとみなす。

<説明>

- ・ 総務省通知（令和2年4月30日総行行第117号）に基づき、映像と音声の両方が確認できる場合のみ出席とみなします。
- ・ 映像若しくは音声のいずれか又は両方の確認ができなくなったときのオンライン出席者の取扱いは、定足数等を勘案して招集権者が判断します。この場合において、定足数を欠くに至ったときは、会議を他日に延ばして閉じることなどについても、招集権者が判断します。

(会務の総理)

第5条 招集権者がオンラインにより会議に出席する場合においても、会務の総理は招集権者が行うものとする。

<説明>

- ・ 会議の構成議員全員（招集権者を含む。）がオンラインにより会議に出席する場合（例：招集権者が緊急事態宣言により会議の開催場所への参集が困難と判断した場合等）においても、会議室は設置します。
- ・ 招集権者がオンラインにより会議に出席している場合に、招集権者の映像若しくは音声のいずれか又は両方の確認ができなくなったときは、会議の職務代行者が招集権者の職務を行います。
- ・ 会議の職務代行者は、各派代表者会議では副議長、議会改革推進検討委員会及び議会報編集委員会では副委員長、政策提案検討委員会では副委員長→年長委員、いわき市議会危機対策本部では副議長→議会運営委員会委員長→政策総務常任委員会委員長→市民生活常任委員会委員長→教育福祉常任委員会委員長→産業建設常任委員会委員長です。
- ・ 招集権者及び会議の職務代行者がオンラインにより会議に出席している場合に、招集権者及び会議の職務代行者の映像若しくは音声のいずれか又は両方の確認ができなくなったときは、年長の構成議員が招集権者の職務を行います。

(オンライン出席者の責務)

第6条 オンライン出席者は、会議の開会時刻の30分前までに、議会事務局との間で通信環境が良好に保たれていることの確認を行うものとする。

- 2 オンライン出席者は、現に会議室にいる状態と同様の環境を確保するものとする。
- 3 オンライン出席者が映像背景を加工する場合は、共通のものを使用するものとする。

<説明>

- ・ 「現に会議室にいる状態と同様の環境を確保する」とは、オンラインによる会議に使用する部屋にオンライン出席者の意思表示に影響を及ぼすような第三者を入室させないこと、服装は会議室に参集するときと同様とすること等です。
- ・ 映像背景を加工する場合の共通のものは、いわゆる「ぼかし機能」とします。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会改革推進検討委員会で協議して定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

様

氏名

オンライン出席許可申請書

オンラインによる会議の開催方法を定める要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 対象会議
- 2 開催日時
- 3 オンラインによる出席を希望する理由
- 4 メールアドレス
- 5 電話番号